

## 平成 25 年度観音寺市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び観音寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年観音寺市条例第 36 号）第 6 条の規定に基づき、平成 25 年度の観音寺市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 26 年 12 月 26 日  
観音寺市長 白川 晴 司

### I 職員の任免及び職員数に関すること

#### 1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（平成 25 年度、単位：人）

区分	採用	退職		
		定年	勸奨	自己都合・その他
一般事務職	8	16	2	1
保健師	0	1	0	0
社会福祉士	0	0	0	0
保育士	6	6	1	2
看護師	0	0	0	0
幼稚園教諭	5	1	0	0
その他教育職	0	0	0	0
企業職	0	1	0	0
技能労務職	0	5	2	0
計	19	30	5	3

(2) 採用試験の実施状況（平成 25 年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	上級（大卒程度）	1 次試験 筆記試験 2 次試験 作文試験 適性検査 集団討論 口述試験	一般事務（上級、埋蔵文化財調査担当）、保健師、管理栄養士
	中級（短卒程度）		保育士・幼稚園教諭（経験者採用含む）、看護師
	初級（高卒程度）		一般事務（初級、伊吹支所勤務）

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいいます。

(3) 採用者数（平成 25 年度、単位：人）：平成 26 年 4 月 1 日採用

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級（大卒程度）	一般事務（上級）	92	5
		一般事務（埋蔵文化財調査担当）	14	1
		保健師	7	1
		管理栄養士	24	1
	中級（短卒程度）	保育士・幼稚園教諭（経験者採用含む）	41	11
		看護師	1	1
	初級（高卒程度）	一般事務（初級）	14	1
一般事務（伊吹支所勤務）		14	1	

## 2 職員数

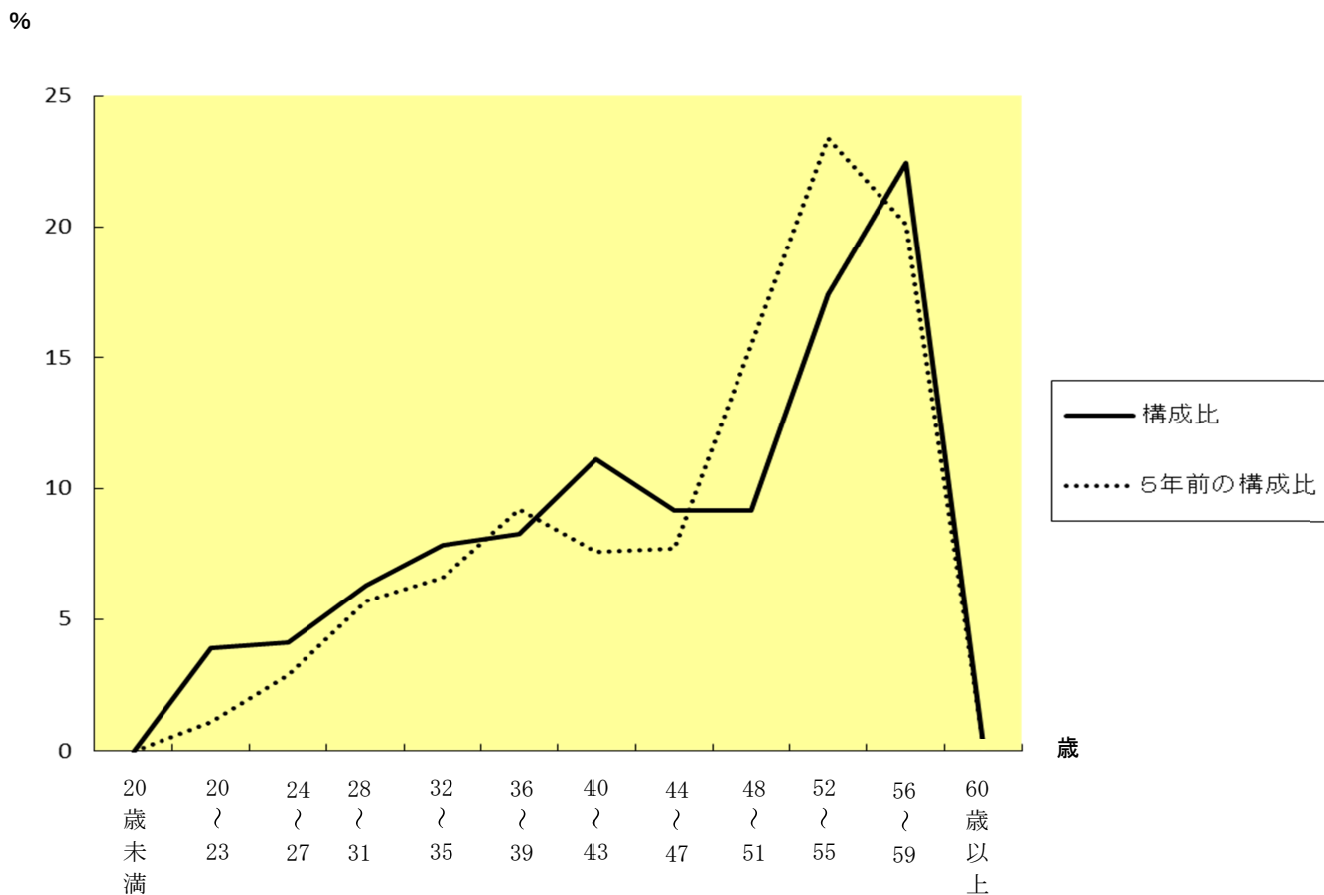
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	事 務 の 統 廃 合 縮 小 、 正 規 職 員 の 採 用 、 退 職 不 補 充 等
		総 務 企 画	84	76	△ 8	
		税 務	26	25	△ 1	
		民 生	81	89	8	
		衛 生	56	50	△ 6	
		労 働	0	0	0	
農 林 水 産		20	21	1		
商 工	8	8	0			
	土 木	31	29	△ 2		
	計	311	303	△ 8	< 参 考 > 人 口 1, 000 人 当 た り 職 員 数 4. 78 人	
	教 育 部 門	107	97	△ 10	調 理 業 務 の 民 間 委 託 、 退 職 不 補 充	
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	418	400	△ 18	< 参 考 > 人 口 1, 000 人 当 た り 職 員 数 6. 30 人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	23	20	△ 3	事 務 の 統 廃 合 縮 小 等	
	下 水 道	8	7	△ 1		
	交 通	5	4	△ 1		
	そ の 他	31	28	△ 3		
	小 計	67	59	△ 8		
合 計			485 [ 500 ]	459 [ 500 ]	△ 26 [ 0 ]	< 参 考 > 人 口 1, 000 人 当 た り 職 員 数 7. 23 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（常勤の教育長を含む。）です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	18人	19人	29人	36人	38人	51人	42人	42人	80人	103人	1人	459人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	368	353	343	327	311	303	△ 65 (△17.66%)
教育	118	112	110	109	107	97	△ 21 (△17.80%)
消防	-	-	-	-	-	-	- ( - %)
普通会計計	486	465	453	436	418	400	△ 86 (△17.70%)
公営企業等会計計	82	78	74	73	67	59	△ 23 (△28.05%)
総合計	568	543	527	509	485	459	△ 109 (△19.19%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## Ⅱ 職員の給与に関すること

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

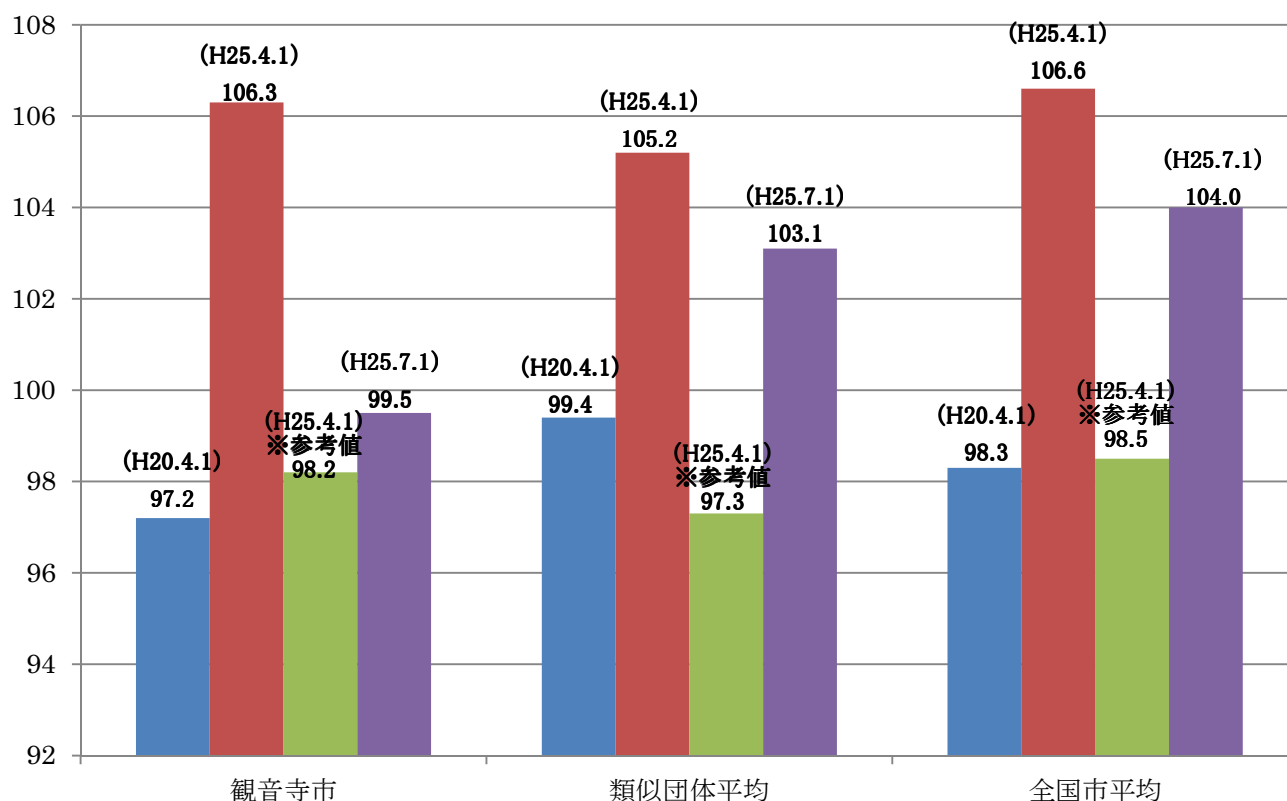
区 分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の 人件費率
平成 25年度	人 62,805	千円 26,006,247	千円 440,267	千円 3,873,338	% 14.9	% 18.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	平成24年度の 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 399	千円 1,491,016	千円 165,395	千円 559,656	千円 2,216,067	千円 5,554	千円 5,852

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成25年4月1日現在の普通会計の人数で、全職員ではありません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給 料月額	243,700	307,800	354,700	405,100	411,700	428,500

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### （1） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
観音寺市	46.4 歳	346,476 円	393,583 円	369,877 円
香川県	44.5 歳	342,719 円	409,935 円	363,436 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446 円)	- 円	376,257 円 (405,463 円)
類似団体	43.3 歳	327,540 円	386,694 円	355,959 円

#### ②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
観音寺市	53.3 歳	355,374 円	382,417 円	363,654 円
うち清掃職員	50.8 歳	367,944 円	428,811 円	384,283 円
うち給食調理員	54.6 歳	326,373 円	336,079 円	332,873 円
うち校務技師	56.3 歳	380,325 円	386,638 円	380,325 円
うち自動車運転手	41.6 歳	273,400 円	304,100 円	292,900 円
香川県	53.4 歳	342,454 円	- 円	352,058 円
国	49.9 歳	272,119 円 (286,850 円)	- 円	309,534 円 (325,400 円)
類似団体	50.5 歳	300,045 円	325,361 円	311,894 円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市小・中学校 (幼稚園)教育職	41.4 歳	310,453 円	335,928 円
香川県小・中学校 (幼稚園)教育職	45.4 歳	381,887 円	415,181 円
類似団体	41.3 歳	302,911 円	329,270 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		観音寺市	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	163,987 円 (172,200 円)
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	133,418 円 (140,100 円)
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	133,100 円	- 円
	中 学 卒	- 円	125,400 円	- 円
小・中学校(幼 稚園)教育職	大 学 卒	172,200 円	199,700 円	- 円
	高 校 卒	- 円	154,900 円	- 円

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	254,333 円	309,050 円	356,425 円
	高 校 卒	- 円	- 円	301,800 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	282,800 円
小・中学校(幼 稚園)教育職	大 学 卒	214,600 円	- 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円

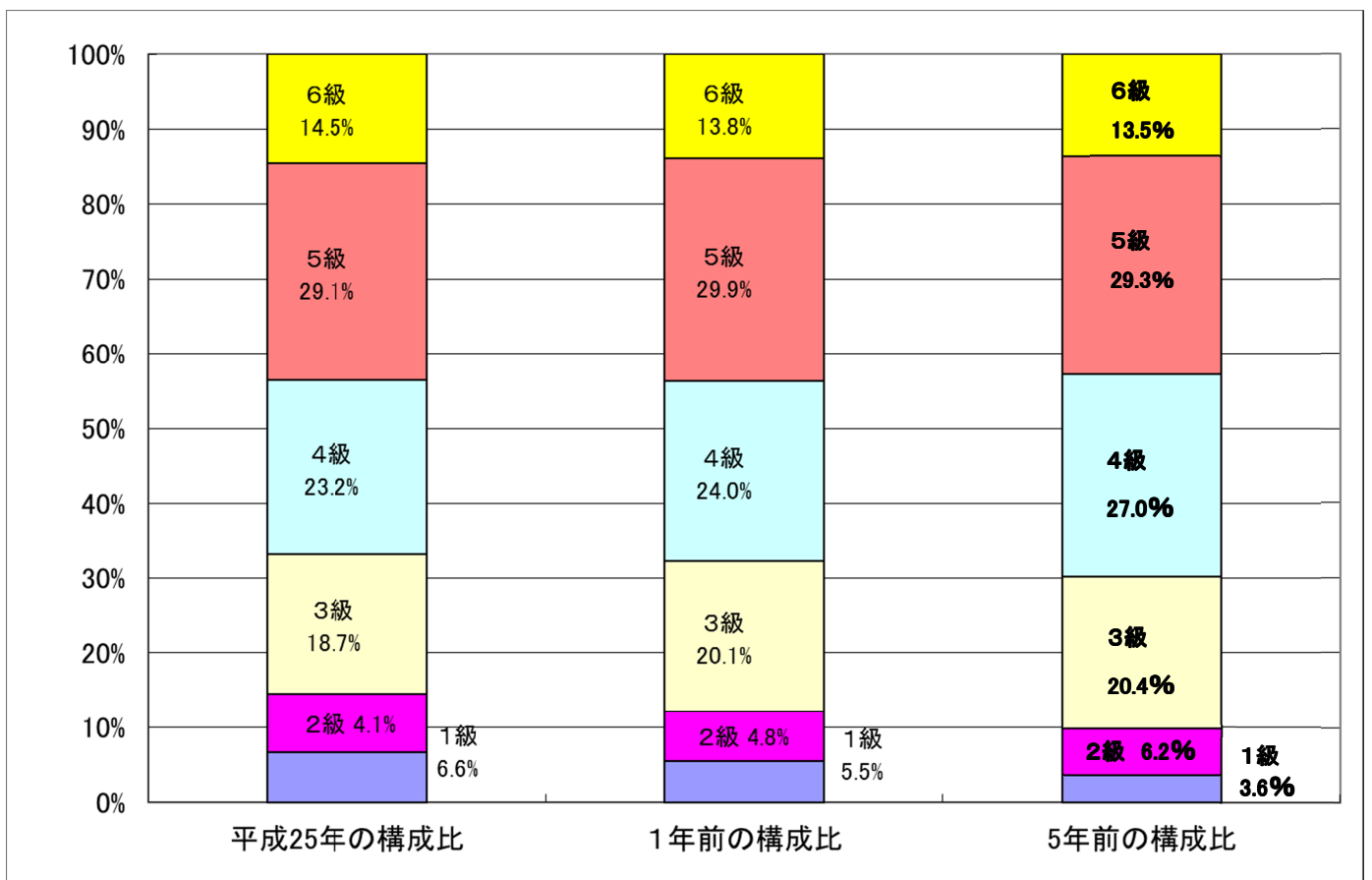
- (注)「-」は、当該経験年数の職員が在職していないことを表しています。

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務員、技術員、保育士、栄養士、主事、技師	16人	6.6%	135,600円	243,700円
2級	主事、技師、保育士、栄養士、技術員	19人	7.9%	185,800円	307,800円
3級	係長、主任、所長補佐、主任技術員	45人	18.7%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐、支所長補佐、局長補佐、所長補佐、室長、副主幹、主査、総括技術員	56人	23.2%	261,900円	405,100円
5級	室長、課長補佐、支所長補佐、所長、次長、局長補佐、所長補佐、副主幹	70人	29.1%	289,200円	411,700円
6級	部長、参事、課長、局長、支所長、主幹	35人	14.5%	320,600円	428,500円

(注) 1 観音寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数（教育長を含まない。）です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

観音寺市	香川県	国
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,435千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,584千円	-
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### (2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

観音寺市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 定年退職前加算措置 (2～20%) 1人当たり平均支給額 2,293千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 定年退職前加算措置 (2～20%) 22,826千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)	7,725千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	143,054円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)	12.3%		
手当の種類 (手当数)	12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税徴収手当	税務職	1 外勤をして直接市税の徴収業務に従事 2 税の滞納処分、差押え、差押物件の引揚げに従事	1 1日250円 2 1件につき200円
感染症等防疫手当	一般行政職 看護保健職	感染症患者等の収容、消毒等の防疫業務に従事	1日2,000円
福祉事務従事手当	一般行政職	1 生活保護業務に直接従事 2 人権推進の事務に従事	1 1日250円 2 1日250円
行旅病死処理手当	一般行政職	行旅病死者の処理及び死人の収容業務に従事	1人1件につき9,000円
塵芥収集手当	技能労務職	1 塵芥の収集作業に直接従事 2 塵芥収集車の運転に従事	1 1日800円 2 1日150円以内
し尿処理手当	技能労務職	し尿の処理作業に直接従事	1日800円



犬、猫等死体収集作業 手当	一般行政職 技能労務職	直接、犬、猫等の死体収集作業 に従事	1件につき 300 円
下水路等清掃手当	技能労務職	1 下水路等の清掃業務を本務と する職員で直接作業に従事 2 下水路等の清掃業務に係る 車両の運転に従事	1 1日 800 円 2 1日 150 円
離島勤務手当	一般行政職	離島勤務を本務とする職員で、 市航路を利用したもの	1日 250 円
機関長手当	海事職	連絡船の機関長職	乗船 1日 250 円
乗船手当	海事職	連絡船で乗船作業に従事	乗船 1日 400 円
船長手当	海事職	船長の職にある職員	乗船 1日 1,000 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	81,957 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度）	237 千円
支給実績（平成24年度決算）	65,797 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度）	197 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(5) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>・配偶者がいない場合の1人目 11,000円</li> <li>・16歳年度初めから22歳年度 末までの加算 1人につき5,000円</li> </ul>	同じ	36,382 千円	217,853 円
住 居 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家、借間居住者 (最高支給限度額) 27,000円</li> </ul>	同じ	8,638 千円	254,053 円
通 勤 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者 運賃相当額 (限度額 55,000円)</li> <li>・自動車等の使用者 使用距離区分に応じ支給 (片道2km以上) から 最高 24,500円</li> </ul>	同じ	16,344 千円	46,299 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長職 58,500円</li> <li>・参事 54,000円</li> <li>・課長職 49,600円</li> <li>・主幹 40,800円</li> <li>・課長補佐職 35,700円</li> </ul>	同じ	37,955 千円	462,872 円
管理職特別勤 務手当	<p>次の職にある職員が臨時又は 緊急の必要等により週休日又 は祝祭日に勤務した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部長職 6,000円</li> <li>・課長職 5,000円</li> <li>・課長補佐職 4,000円</li> </ul>	-	- 千円	- 円

6 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	852,300 円		(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 市 長	( 947,000 円) 657,000 円 ( 730,000 円)		1,030,000/401,500  849,000/399,600
報 酬	議 長	539,000 円		543,000/305,000
	副 議 長	465,000 円		503,000/250,000
	議 員	430,000 円		457,000/240,000
期 末 手 当	市 長	(平成25年度支給割合)		
	副 市 長	2.95 月分		
退 職 手 当	議 長	(平成25年度支給割合)		
	副 議 長	2.95 月分		
	議 員			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	$947,000 \times 500 / 100 \times \text{勤続年数}$	18,940,000	任期毎
	副 市 長	$730,000 \times 350 / 100 \times \text{勤続年数}$	10,220,000	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 25年度	千円 1,278,911	千円 180,452	千円 179,643	% 14.0	% 11.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	平成24年度の一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 20	千円 79,454	千円 13,572	千円 30,258	千円 123,284	千円 6,164	千円 6,391

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
観音寺市	47.9 歳	362,238 円	531,361 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

観音寺市	観音寺市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,513 千円	1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,508 円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

観音寺市			観音寺市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分	勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分
勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年退職前加算措置（2～20%）			定年退職前加算措置（2～20%）		
1人当たり平均支給額	- 千円	25,334千円	1人当たり平均支給額	777千円	24,142千円

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）※手当及び支給対象者がありません。

支給実績（平成25年度決算）				- 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成25年度決算）				- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）				- %
手当の種類（手当数）				-
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	

エ 時間外勤務手当

支給実績（平成 25 年度決算）	4,444 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度）	261 千円
支給実績（平成 24 年度決算）	4,444 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度）	247 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

オ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成 25 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額 （平成 25 年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>配偶者がいない場合の 1 人目 11,000円</li> <li>16歳年度初めから22歳年度末までの加算 1 人につき 5,000円</li> </ul>	同じ	-	2,271 千円	252,333 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家、借間居住者（最高支給限度額） 27,000円</li> </ul>	同じ	-	642 千円	321,000 円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者 運賃相当額 (限度額 55,000円)</li> <li>自動車等の使用者 使用距離区分に応じ支給 (片道 2 km以上) から 最高 24,500円</li> </ul>	同じ	-	633 千円	33,326 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長職 58,500円</li> <li>参事 54,000円</li> <li>課長職 49,600円</li> <li>主幹 40,800円</li> <li>課長補佐職 35,700円</li> </ul>	同じ	-	1,974 千円	493,613 円
管理職特別勤務手当	次の職にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝祭日に勤務した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>部長職 6,000円</li> <li>課長職 5,000円</li> <li>課長補佐職 4,000円</li> </ul>	-	-	- 千円	- 円

### Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 6 項）。

#### 1 勤務時間（平成 25 年 4 月 1 日現在）

開始時刻	午前 8 時 30 分
終了時刻	午後 5 時 15 分
休憩時間	60 分 (午後 0 時～午後 1 時)
週休日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分

(注) 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれません。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっています。）

## 2 その他の勤務条件

### (1) 休暇（平成 25 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類		事由	期間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
病 気 休 暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要 最小限度の期間 私傷病の場合 90 日	有給
特別 休 暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植、末梢血幹細胞移植	骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供するため、検査や入院等をする場合	必要と認められる期間	有給
	証人、参考人等	証人、鑑定人、参考人等として国会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚する場合	7 日以内	有給
	産前休暇	8 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間	生後 2 年に達しない子に授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分又は 1 日 1 回 1 時間以内	有給
	看護休暇（1）	職員の父母、配偶者又は中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	一の年において 5 日以内	有給
	看護休暇（2）	職員の妻が出産した場合で当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	出産予定日の 8 週間前から出産後 8 週間後までの間に 5 日以内	有給
	出産補助休暇	職員の妻が出産した場合	出産日から 1 月以内に 2 日	有給
	忌引休暇	規則で定める親族が死亡した場合	親族に応じて 1 日から 7 日	有給
	祭祀休暇	職員の配偶者、父母、子及び配偶者の父母の祭祀	1 日	有給
	夏季休暇	盆等の諸行事や心身の健康保持又は家庭生活の充実のため	7 月から 9 月までの間に 3 日以内	有給
災害等による休暇（1）	地震、水害、火災、その他の災害により職員の住宅が滅失又は損壊した場合	7 日以内	有給	

	災害等による休暇(2)	地震、水害、火災、その他の災害により出勤できない場合	必要と認められる期間	有給
	災害等による休暇(3)	地震、水害、火災、その他の災害により退勤途上の危険を回避するため勤務できない場合	必要と認められる期間	有給
	保健休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の健康診査	その都度必要と認められる期間	有給
	妊婦健康保持	妊娠中の職員が、交通機関の混雑により母体保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内	有給
	健康管理休暇	生理日の就業が著しく困難な場合	1生理期間内で2日以内	有給
	リフレッシュ休暇	心身のリフレッシュを図る	必要と認められる期間	有給
	介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給
	組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する場合	1暦年に30日以内	無給

(2) 育児休業制度（平成25年4月1日現在）

種 類	事 由	期 間	給 料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

#### IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第 28 条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか 1 つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第 29 条）。

##### 1 分限処分の状況（平成 25 年度）

内容	人数	事案の概要
休職	なし	

（注） 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含みます。

##### 2 懲戒処分の状況（平成 25 年度）

内容	人数	事案の概要
免職	なし	

#### V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同 32 条）、信用失墜行為の禁止（同 33 条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）、職務に専念する義務（同 35 条）、政治的行為の制限（同 36 条）、争議行為等の禁止（同 37 条）、営利企業等の従事制限（同 38 条）などさまざまな制約が課されています。

##### 営利企業等従事許可の状況（平成 25 年度）

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	- 件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	- 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	2 件



## VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第 40 条第 1 項）。

### 1 職員の研修（平成 25 年度）

区分		派遣先等	対象者	修了者数
一般研修	階層別研修	香川県自治会館	課長級、課長補佐	61 人
	専門研修		級、係長級、新規	0 人
	能力開発研修	香川県研修室	採用職員等	39 人
専門研修	特別研修	香川州市長会	新規採用職員等	5 人
自主研修	職員全体研修	当市	全職員	641 人
派遣研修	市町村アカデミー	千葉市	担当職員等	14 人
	国際文化アカデミー	大津市		6 人

### 2 勤務成績の評定

#### (1) 勤務成績の評定制度の概要（平成 25 年 4 月 1 日現在）

評定の目的	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 40 条第 1 項の規定に基づいて、職員の勤務実績と能力を的確に把握することにより、職員一人一人の主體的な能力開発や業務遂行を促し、人材の最大活用と効率的で質の高い市行政組織の実現を図る。		
評定方法	職員が任用された職務及び責任を遂行した実績並びにその職務の遂行上見られた職員の能力及び態度を、公正かつ公式に記録し、被評価者の職員について、毎年 2 回、6 月 1 日及び 12 月 1 日をそれぞれ基準日として実施する。		
評定者		第 1 次評価者	第 2 次評価者
	部長	副市長、教育長	-
	課長	部長	-
	主幹・課長補佐	課長	-
	その他の職員	課長補佐	課長
対象職員	職種	全職種	
	職位	全職位	

#### (2) 勤務成績の評定結果の活用（平成 25 年 4 月 1 日現在）

勤務成績の評定結果は、昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。また、勤勉手当に反映しています。

## Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

### 1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合（学校・幼稚園については、公立学校共済組合）が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）香川縣市町村職員互助会、観音寺市職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（平成25年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員健康診断（平成25年度実績） <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断 95人</li> <li>・短期人間ドック 285人</li> <li>・頭部人間ドック 10人</li> <li>・他給食調理員特殊健診等</li> </ul> </li> <li>○職員安全衛生講演会</li> </ul>
香川縣市町村職員共済組合（学校・幼稚園については、公立学校共済組合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○短期給付 ・公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付</li> <li>○長期給付 ・退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金</li> <li>○福祉事業 ・保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など） <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成）</li> <li>・貯金事業（普通貯金の受入れ）</li> <li>・貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など）</li> </ul> </li> </ul>
香川縣市町村職員互助会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公益事業</li> <li>○給付事業 ・人間ドック等助成金、入学祝金、結婚祝金、子育て支援金、死亡一時金など</li> <li>○厚生事業 ・各種団体保険事業</li> </ul>
市職員互助会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給付事業 ・出産祝金、災害見舞金など</li> <li>○福利厚生事業</li> </ul>

### 2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成25年度）

公務災害	通勤災害	計
9件	1件	10件

### 3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

#### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

24年度末 継続件数	25年度内 要求件数	25年度内 処理件数	25年度末 継続件数
0件	0件	0件	0件

#### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

24年度末 継続件数	25年度内 申立件数	25年度内 処理件数	25年度末 継続件数
0件	0件	0件	0件